

## Client Alert

July 2015

### 公開会社における外資保有割合上限 49%の緩和

ベトナム株式市場に外国投資家を呼び込むための取り組みとして、2015年6月26日、ベトナム政府は政令58号（証券法の施行細則を定める2012年7月20日付政令58/2012/ND-CP）を改正する政令60号（2015年6月26日付政令60/2015/ND-CP）を公布した。改正点のうち最も歓迎されている点は、公開会社全般に課されていた49%の外資保有割合上限を緩和した点である。政令60号は2015年9月1日から施行される。なお、ベトナム法上、公開会社には、上場会社および一定要件を満たす100名以上の株主を有する株式会社が含まれる。

以下に、政令60号における公開会社の外資保有割合に関する新たな定めにつき述べる。

#### 1. 定義

「外資保有割合」とは、公開会社、証券会社または証券投資ファンドにおける、全ての外国投資家および外国投資家が51%以上を保有する法人が有する議決権付株式または出資分の保有割合合計をいう。

「外国投資家」とは、ベトナムにおいて投資および事業を行う外国人または外国法に基づき設立された機関をいう。

#### 2. 適用される外資保有割合

##### 2.1 国際条約において外資保有割合が定められている場合

政令60号によると、ベトナムが加盟する国際条約において外資保有割合の上限が定められている場合には、その国際条約で定められている外資保有割合が適用される。

例えば、現在、ベトナムがWTO公約において49%を超える外資保有割合を認めている事業（回線設備ベースの通信サービスは65%、飲食提供サービスは100%等）については、外国投資家は、累積して、当該事業を営む公開会社の株式をベトナムがWTO公約において認めている割合まで保有できる。

##### 2.2 国内法において外資保有割合が定められている場合

投資法および関連する業法において外資保有割合が定められている事業を営む公開会社の場合、その法令における外資保有割合の定めが適用される。例えば、航空事業に関していうと、法令において航空会社における外資保有割合はその定款資本の30%を超えてはならないと定められている。

本クライアントアラートに  
関するお問い合わせ先



近藤 浩  
パートナー  
東京  
03 6271 9448  
hiroshi.kondo@bakermckenzie.com



Yee Chung Seck  
パートナー  
ホーチミン  
+84 8 3520 2633  
yeechung.seck@bakermckenzie.com



Chi Lieu Dang  
パートナー  
ハノイ  
+84 4 3936 9341  
chilieu.dang@bakermckenzie.com



松丸 知津  
アソシエイト  
ホーチミン  
+84 8 3520 2667  
chizu.matsumaru@bakermckenzie.com

バーカー&マッケンジー  
法律事務所 (外国法共同事業)  
〒106-0032  
東京都港区六本木 1-9-10  
アークヒルズ仙石山森タワー28F  
Tel 03 6271 9900  
Fax 03 5549 7720  
www.bakermckenzie.co.jp

さらに、政令 60 号では、「外国投資家に適用される条件のある事業」でも、外資保有割合規制については定めがない事業については、外資保有割合の上限は 49% となることが定められている。しかし、「外国投資家に適用される条件のある事業」を公式に定めたものではなく、実際の運用において困難が生じることが懸念される。また、これが新投資法において定められている 267 の条件付投資分野を意味するののかも明らかではない。

## 2.3 公開会社が複数の事業を営んでいる場合

異なる外資保有割合が定められている複数の事業を営む公開会社の場合、国際条約において異なる定めがない限り、そのうち最も低い割合が適用される。

最も低い外資保有割合が適用されるため、外資保有割合を上げようとする公開会社では、主要な事業を特定した上で、低い外資保有割合が定められている事業を終了または売却するなど組織再編の検討も必要となるだろう。

## 2.4 その他の場合

上記に述べたいずれの場合にも該当しない場合、その公開会社には、定款に異なる定めがない限り、外資保有割合上限は適用されない。

なお、公募の方法により株式会社化を進めている国有企業に関しては、外資保有割合は株式会社化に関する法令に従い、株式会社化に関する法令において定めがない場合には、上記に挙げた定めに従うものとされている。この点に関し、現在の株式会社化に関する法令では外資保有割合についての具体的な定めはないが、当局が、ケースバイケースで、特定の会社における株式会社化につき一定の外資保有割合規制を課す可能性も否定できない。

## 3. 外国投資家による債券およびその他証券への投資

### 3.1 債券

政令 60 号では、その他の法令または発行体による他の定めがある場合を除き、外国投資家による政府債、政府保証債、地方政府債および社債に対する投資につき、何ら制限なく認めている。しかし、転換社債については、発行体は、転換権行使による株式への転換後または株式購入後の外資保有割合が、上記 2 で述べた定めにも適合するようにしなければならない。

### 3.2 その他の証券

また、政令 60 号では、発行体の定款において他の定めがある場合を除き、外国投資家による証券投資ファンド、証券投資会社の株式、公開会社の無議決権株式、デリバティブ、預託証券に対する投資につき、何ら制限なく認めている。

なお、公開会社は、その外資保有割合について、国家証券委員会への報告、ならびに、自社のウェブサイト、証券取引所およびベトナム証券預託機関のウェブサイトにおける開示を行わなければならない。

## 2 公開会社における外資保有割合上限 49%の緩和 | July 2015

©2015 Baker & McKenzie. バーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) は、スイス法上の組織体であるバーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。